「秩序と安寧」のために

——新聞統制令からみた一九三〇年代の蘭領東インド——

山本信人

はじめに
一　新聞統制令
二　発行停止紙とその特徴
三　治安維持と日本
おわりに

はじめに

一九三〇年代後半のインドネシア民族主義運動は、穏健的な運動の範囲内に封じ込められた状態で展開されていた、といわれている[1]。たしかに、一九三五年までに急進的な民族主義運動を主導していたスカルノ、ハッタ、シャフリルらの指導者が次々と投獄されるだけではなく、ボーヴェン・ディグールなどの政治犯用強制収容所への流刑に処され

ていた。この裏返し現象として、秘密警察の機能は強化され、オランダ領東インド国家はこの時期警察国家として確立されていた。警察力が社会生活の前面に登場し、インドネシア民族主義者たちの反オランダ的政治運動は相当程度の制約が加えられた時代だった。きわめて効率的に社会の「秩序と安寧」(rust en orde)が維持されていた時代であったともえる。この結果として、一九三〇年代後半のインドネシア民族主義運動は、いわゆる対蘭協力路線が主流となり、ゲリンド(Gerakan Rakyat Indonesia, インドネシア人民運動)、ガピ(Gabungan Politik Indonesia, インドネシア政治連合)といった政治組織が中心を担う勢力となった。一方で、タムリンらはフォルクスラート(Volksraad, 国民参議会)において「インドネシア」の政治的主張を展開した。[2] こうした時代の言論抑圧を象徴する規制として、一九三一年九月七日には、「望ましからぬ定期刊行物出版事業から公共の秩序と安寧を守る総督令、一九三一年制定第三九四号」(以下、新聞統制令)が制定されていた。[3] この新聞統制令により、植民地政庁が社会の「秩序と安寧」が脅かされると判断したときは、新聞の発行を一時停止させることができる権限を総督の判断に一任されることとなった。つまり、新聞規制に関して行政の直接関与が制度化されたのである。

その性質ゆえにこの新聞統制令は、一九三〇年代のインドネシア民族主義運動と植民地政庁による抑圧を描写した研究では所与のものとされていたといってよい。たとえば、新聞統制令が適用され、発行停止処分に処された民族主義運動系新聞は一九三六年までに二七紙にまでおよぶ、というように言及されている。[4] しかし、一九三〇年代を象徴する規制であるにもかかわらず、新聞統制令は従来の研究では歪められて扱われてきた。[5] 第一に、これまでの研究はインドネシア民族主義運動との関連でのみ新聞統制令を扱い、その結論として植民地政庁による抑圧的な政策の一事例として位置づけている。新聞統制令はインドネシア民族主義運動抑圧のために存在していたかのごとくに描写されている。[6] しかし、インドネシア民族主義運動との関連のみでとらえては、植民地社会全体の公共の「秩序と安寧」の維持という、新聞統制令本来の目的を矮小化してしまう。単純な事実として、当時の東インドには原住民以外にも、

オランダ人、華人、日本人など多様な「人種」的背景をもつ人びとが住民を構成していたからである。かれらが公共の「秩序と安寧」を脅かす存在ではなかったという保証は何もない。当然のことながら、東インド住民で新聞を発行していたならば、それらは新聞統制令の適用対象になる。ところが、この点を従来の研究はまったく見落としている。

この点と関連して、第二の問題点は、定期刊行物の発行数と新聞統制令との関係についてである。バライ・プスタカ（Balai Poestaka, 民衆文化局）の定期刊行物についての統計によると、一九二五年で二〇〇紙、一九三八年の時点で四〇〇紙以上の定期刊行物が東インドで発行されていた。[7] このように、厳しい新聞統制令にもかかわらず、一九三〇年代には新聞をはじめとする定期刊行物の発刊が盛んになっている。この「矛盾」はどこからきているのであろうか。なぜ、厳しい新聞統制令が存在している最中、東インド住民は定期刊行物を発刊し続けたのか、何がそれを可能とさせていたのだろうか。また逆に、どのような新聞に対して発行停止処分が実施されたのであろうか。そもそも、従来の研究には、一九三七年以降、新聞統制令がどれだけの頻度で、どのような新聞に適用されたのかに関する記述すら見当たらない。[8]

一九三〇年代における東インド政庁による抑圧政策の象徴としての新聞統制令の存在と、それにもかかわらず増加傾向にあった定期刊行物の数との「矛盾」を解き明かすには、植民地社会の「秩序と安寧」の維持を目的としていた新聞統制令のあり方をいま一度跡づけてみる必要がある。[9] そこで、本稿の目的は、新聞統制令がどのような新聞に、いかなる理由で適用されたのかを検討することで、一九三〇年代の東インドの「秩序と安寧」を捉え直すことにある。[10] この作業は、刑事処分を超えて東インド政庁が定期刊行物に対して行政介入した意味を探ることであり、それにより一九三〇年代における東インドの活字、出版をめぐる環境、インドネシア民族主義運動と東インド政庁との関係に新しい視座を提供できるはずである。ただし、本稿では、東インド政庁が維持しようとしていた「秩序と安寧」そのものについて、つまり一九三〇年代のオランダ植民地主義の性格についての考察は直接的には行なわない。その意味で、

本稿は、新聞統制令の意味とそれをとおして東インド政庁が直面していた安全保障上の脅威に関する研究ノート的な記述になることをあらかじめお断りしておきたい。

一　新聞統制令

オランダ領東インドにおける最初の出版事業についての規制は、一八五六年に植民地政庁が公布した、出版事業に関する総督令第七四号であった。[11] これは、新聞頒布以前に、その新聞発行者が一部を当局に提出し、検閲を受けることを義務づけていた。二〇世紀にはいると倫理政策の影響のもと、一九〇六年には一八五六年の総督令第七四号が改正され、事前検閲から事後検閲へと変わった。すなわち、発行者は新聞発行から二四時間以内に、地方行政長へ提出する義務が制定されたのである。この規制に違反した場合は、一〇から一〇〇ギルダーの罰金刑に処されるとされた。同様な措置は新聞に関してだけではなく、すべての出版物にもとられていた。東インド政庁は、事前検閲を実施して出版物の発行を未然に防止するのではなく、とりあえず出版はさせてその後事後検閲を行ない「危険な」出版物を取り締まっていた。このように表面的には何でも出版が可能になったところに、原住民の発展を掲げていた倫理政策の影響がみてとれる。この後、一九一四年、一七年、一八年にも検閲事項に関する緩和政策がとられた。[12]

しかし、一九二〇年代半ばにおける倫理政策の事実上の失敗をうけ、一九三一年には新たな新聞統制令が制定された。その新聞統制令は民族主義者の新聞・雑誌に対する威嚇的手段であり、東インド総督に自由裁量による決定権を集中させた。この新しい新聞統制令の特徴は、公共の「秩序と安寧」の名目のもとに定期刊行物を一時的に発行停止処分に処する、という権限を総督に与えたことにある。

第一条は、総督にある定期刊行物を一時的に発行停止にできる権限を与えている。その後、その定期刊行物が批判

的言動を和らげ、その結果として公共の秩序に対する脅威が軽減されたとみなされた場合、処分は部分的または全面的に取り消される。しかし、それ以外の場合、処分は一年間有効である。第二条は、こうした警告にもかかわらず、政府に対する批判的論調をとり続ける定期刊行物の印刷、出版、配付を禁ずる権限が総督に賦与されている。日刊紙の場合その禁止令は八日以内の効力をもち、定期刊行物の場合は禁止令提供後の三回以内の印刷、出版、配付が禁止される。以前に発禁処分にあった刊行物については、出版再開後再び発禁処分に処される可能性がある。さらなる違反を犯した場合、その新聞はその都度連続三〇日以内の発禁処分となる。

第三条によると、ある定期刊行物発禁処分決定の旨は、それが印刷された地域の地方行政長に通告される。一九三二年以降、少なくともジャワ、マドゥラ島に関しては、この地方行政長とは副理事官の職位を有しているもの以上のことをさす。この第三条はまた、地方行政長に、印刷機、その他生産過程で使用される物品の没収、または家屋敷の閉鎖などの措置により、問題の定期刊行物の印刷、出版、配布を防ぐといった緊急措置をとる権限を賦与している。必要とあれば、民家を含む閉鎖対象家屋敷へ警察を動員することも可能である。第四条には、新聞統制令違反に対する罰則規定が記されている。第二条を故意に違反した場合、一年以内の禁固刑。ある出版物の発禁を承知しながら、その編集に関与、協力した個人にも、同様の禁固刑が適用される。こうした行為は犯罪行為として分類される。

つぎに、新聞発行停止にいたるまでの過程の基本的パターンを紹介しよう。まずある地方の理事官が検事総長に問題の新聞紙名と具体的な問題記事、そしてどのように公共の「秩序と安寧」に反する内容であるかを明記した文書を提出する。[13] このさい、すでに新聞統制令に照らした場合どの程度の処分が適当であるかということまで記される。それを受けて検事総長は総督へ進言する。その検事総長の進言を受けて、総督は発行停止が望ましいと判断した場合、新聞統制令の適用に踏み切る。[14] この決定は、それぞれの地域の理事官あるいは副理事官へ通知される。理事官ばかりでなく、問題の記事の抽出と新聞の摘発には秘密警察や東アジア問題担当局（Dienst der Oost-Aziatische Zaken）が乗

り出し、その報告書を地方担当理事官へ提出する場合もある。この一連の過程に要する時間は通常四―五週間程度である。

実際には新聞統制令適用までにはこれよりやや複雑な過程を踏む。ここでは、一九三二年一一月一九日に新聞統制令適用第一号となった、スマランの華人紙『ワルナ・ワルタ』(*Warna Warta*)の事例を紹介したい。(15) この件は、まず一九三二年九月二二日付で、スマラン理事官が中部ジャワ州長官、検事総長へ宛てた文書(五三〇号／G. P. N. 秘密文書)において、『ワルナ・ワルタ』には筆禍事件に相当するような記事を、六月七日以来頻繁に掲載している事実を指摘。『ワルナ・ワルタ』はスマランにおいては三〇年の歴史を誇る華人マレー語紙であり、当地では華人コミュニティにおいて絶大なる影響力を誇っていた。その『ワルナ・ワルタ』が満州における日中間の紛争に関する記事を掲載し、華人コミュニティに反日感情を植えつけようとしている、と判断されたのである。これを受けて、九月二九日には中部ジャワ州長官が検事総長へ進言を提出(一七五八号／六八秘密文書)。一〇月一七日には検事総長は総督宛の検事総長訴訟事件摘要書(四八七二号／A. P. 秘密文書)を作成。ここでは、社会における諸人種間の調和が乱されているため、『ワルナ・ワルタ』に対しては予防的な措置をとることが望ましいと明記している。また、同一七日、検事総長は中部ジャワ州長官宛文書(四八七一号／A. P.)のなかで、『ワルナ・ワルタ』はたしかに筆禍事件に相当する記事を掲載しているが、東インド外の情勢に触れながら、東インド社会の諸人種間の調和を乱そうという意図がくみとれ、これは公共の秩序と安寧に著しく反するとして、新聞統制令を適用する旨を記している。

そして、一〇月三一日にはさきの一〇月一七日付検事総長訴訟事件摘要書が東インド評議会(Raad van Nederlandsch-Indie)の審議にかけられ(一〇月一七日付コミッソリアール四二六七号秘密文書、東インド評議会宛)、一一月四日に東インド評議会から信認されたことを受け、一一月一九日に総督決定(一八六号／A 秘密文書)がくだった。これにより、一九三一年に制定された新聞統制令適用の第一号として『ワルナ・ワルタ』は発行停止に処されたのである。

このように、新聞統制令は「危険な」定期刊行物の発行停止を目的とし、そのためにはその刊行物の印刷、出版、配布までも規制し、一切完成品が流布しないような措置がとられるようになった。大切な点は、この新聞統制令の対象が新聞、新聞社、印刷所にあったことである。ある記事を執筆した著者には向かなかった。著者の取締には刑法一五六条以下の規定があり、筆禍事件にはこの法律が適用されていたからである。[16] 要するに、一九三〇年代になると、「秩序と安寧」の維持にかかわるかぎりにおいて、定期刊行物は監視され、統制されるようになり、そのために出版分野に対して行政介入を許す制度が整備された。この意味において、まさに「予防的監視」(pre-ventief toezicht)を制度化したものが新聞統制令であった。[17]

二　発行停止紙とその特徴

本節では、新聞統制令が適用され発禁処分になった新聞を列挙し、そこからいくつかの特徴を抽出したい。そのさい、便宜的に新聞発行者の「人種」別に発禁対象紙を分類する。この分類は、「複合社会」とされた当時の東インド社会に対するオランダ人植民地官僚の認識を反映したものでもある。すなわち、植民者であるオランダ人、東洋外国人である中国人、原住民としてのインドネシア人、そして名誉白人としての地位を法的に保証されていた日本人の四分類である。これによって、新聞統制令が噴出しつつあったインドネシア民族主義者が発行する新聞に対しての威嚇的措置であった、[18] という従来共有されてきた見解の矮小性が明らかになる。新聞統制令はインドネシア民族主義者系新聞にだけではなく、華人、日本人、オランダ人が発行者となっている新聞に対しても適用されていたのである。

次頁の**表**(新聞統制令適用対象紙)は、メールラポールト(*mairapport*)とフルバール(*verbaal*)という二種類の植民地関係文書から作成したものである。これら植民地文書は、何かの事件が発生し東インド政庁の官僚機構が作動した

表　新聞統制令適用対象紙

都　市	新聞名	第1条適用	第2条適用
(インドネシア人発行紙)			
Batavia	Persatoean Indonesia	21/ 8/33	30/10/33 (30days)
	Fikiran Rajat	21/ 9/33	
	Indonesia Raja	13/ 1/34	
	Indonesia Moeda	23/ 6/36	
	Masjarakat	9/36 (?)	
Bandoeng	Sipatahoenan (S)	14/ 3/34	
Soerabaja	Soeara Oemoem	7/11/33	
	Proletar	1/34 (?)	
	Indonesia Berdjoang	8/ 1/36	
Jogjakarta	Sikap	10/ 1/34	
	Garoeda Merapi	2/ 2/34	
	Oetoesan Indonesia	13/ 6/35	5/10/35 (30days)
Soerakarta	Adil	13/ 6/35	
Pekalongan	Berdjoang Oentoek Merdeka	21/ 9/33	
Madioen	Api	6/ 1/34	
Bangkalan	Al-Islaah	4/ 2/36	8/ 7/36 (3months)
Medan	Medan Ra'jat	21/11/33	
Fort de Kock	Pahlawan Moeda	2/12/33	18/12/34 (?)
	———	18/12/35	
Padang	Pewarta	5/ 1/34	9/11/34 (6days)
	Pelita	2/34 (?)	
Pangkalpinang	Soeloeh Rakjat	2/ 2/34	
Bandjermasin	Soeara Kalimantan	20/ 7/34	
(オランダ人発行紙)			
Batavia	West-Java Courant(N)		15/ 6/33 (3wks)
	Nieuws van den Dag van Nederlandsch-Indie (N)	10/34 (?)	
	Indie-Hou-Zee (N)	15/12/34	
	Het Nationale Weekblad	5/ 4/38	18/11/38 (3wks)
	——— (N)	22/ 4/40	

都　市	新聞名	第1条適用	第2条適用
Bandoeng	De Heraut (N)		9/ 2/40 (6wks)
Soerabaja	Indische Courant (N)	17/ 2/34	
Semarang	Algemeen Handelsblad voor Nederlandsch-Indie (N)	17/ 2/34	
Jogjakarta	Midden-Java (N)	17/ 2/34	
(華人発行紙)			
Semarang	Warna Warta (M)	8/11/32	
Batavia	Sin Po (M)	5/ 5/36	27/10/36 (8days)
	———	25/ 3/39	15/ 3/40 (8days)
	Keng Po (M)	28/ 7/38	
	Foto Journal (M)	21/ 1/39	
	Sin Po (C)	25/10/36 (?)	
	———	9/ 7/38	26/ 4/39 (8days)
	———	23/ 9/39	25/11/39 (14days)
	———		15/ 3/40 (8days)
	Thien Sung Yit Po (C)	15/ 5/37 (?)	19/ 6/37 (?) (8days)
	———	28/ 6/38	
	———	11/ 9/39	20/ 3/40 (8days)
	Ta Chung Shih Chieh Weekly (C)	6/ 8/38	13/10/38 (3wks)
	———		24/ 2/39 (3wks)
	———		31/ 7/39 (3wks)W
Soerabaja	Tay Kong Siang Po (M)	19/ 5/37	7/37 (?)(8days)
	———	14/ 7/38	17/ 9/38 (8days)
	———		5/ 9/39 (?)
	Sin Tit Po (M)	5/ 4/38	9/ 7/38 (8days)
	Soerabaja Post (C)	4/ 5/38 (?)	
	Tay Siang Po (C)		30/ 8/38 (8days)
	Shang Pao (C)	5/ 9/38	
	Pewarta Soerabaja (M)	23/ 3/40	
Jogjakarta	Soeara Mataram (M)	7/37 (?)	
Medan	Sumatra Bin Poh (C)	27/ 8/36 (?)	5/ 6/37 (?) (14days)

都　市	新聞名	第1条適用	第2条適用
Medan	New China (C)	15/10/36	15/ 7/37 (8days)
Padang	Radio (M)	17/ 4/36	
Pontianak	Chiao Sheng Weekly (C)	9/ 7/38	
Makassar	Hua Chiao Yit Pao (C)	5/10/38	3/ 3/39
	―――		30/ 9/39 (14days)
(日本人発行紙)			
Semarang	Sinar Selatan (M)	19/ 3/38 (?)	19/10/38 (8days)
	―――		28/10/38
Batavia	Tohindo Nippo (J)	7/ 2/39	
	Tohindo Nippo (C)	30/ 9/39	21/ 3/40 (3wks)

[出所　Mailrapporten and Verbalen (1932－40) held in the Algemeene Rijksarchief, Den Haag より、筆者作成]
日付は総督令 (besluit van Governor-Generaal) 適用日。
凡例　(14days)＝総督令適用日より、14日間該当新聞の印刷、発行、販売禁止の意味。
(?) は、総督令適用日が不明なもの。
略語　S Sundanese, N Nederlandsch (Dutch), C Chinese, J Japanese, M Chinese-Malay, W Weder toepassing 2de phase (新聞統制令第2条再び適用の意味)

ときにのみ作成された。したがって、東インド政庁の眺めた東インド社会がそこから見えてくる。[19] しかも、新聞統制令に関する文書はすべて秘密文書扱いになっている。それだけ、言論の取締は東インド政庁にとっては重要事項だったのである。

1　インドネシア人発行紙[20]

インドネシア人が発行者となっている新聞統制令適用紙は、その新聞自体の特徴から四つに分類できる。第一は、急進的民族主義の色彩の濃い新聞である。なかでもスカルノ率いるパルティンド (Partai Indonesia, インドネシア党) 機関紙は、一九三三年一〇月三〇日から三〇日間の発行停止処分になったバタヴィアの『プルサトゥアン・インドネシア』(*Persatoean Indonesia*) だけではなく、プカロンガンの『ブルジョアン・ウントゥック・ムルデカ』(*Berdjoang Oentoek Merdeka*)、パングカルピナン (バンカ島) の『スルッ・ラヤット』(*Soeloeh Rakjat*) などその地方支部発行のものも含めて、しばしば新聞統制令適用対象になっている。その他にも、インドネシア

民族党（Persatoean BangsaIndonesia）機関紙であるスラバヤの『スアラ・ウムーム』（*Soeara Oemoem*）、バタヴィアの学生組織インドネシア研究会（Perhimpoenan Peladjar Peladjar Indonesia）機関紙『インドネシア・ラヤ』（*Indonesia Raja*）、インドネシア国民教育協会（Pendidikan Nasional Indonesia）機関誌『マシャラカット』（*Masjarakat*）、インドネシア・ムダのマタラム支部機関紙『ガルーダ・ムラピ』（*Garoeda Merapi*）、バンドゥンのパスンダン（Pasoendan）機関紙『シパタフナン』（*Sipatahoenan*）、スラバヤの『インドネシア・ブルジョアン』（*Indonesia Berdjoang*）、ジョクジャカルタの『ウトゥサン・インドネシア』（*Oetoesan Indonesia*）がここに含まれる。

第二は、革命的傾向の強い新聞である。これらはとくに共産主義的プロパガンダ、革命的言説により大衆扇動を狙った記事を掲載したがために新聞統制令が適用されたものである。新聞統制令の適用時系列的に並べると、バタヴィアの『フィキラン・ラヤット』（*Fikiran Rajat*）、マディウンの『アピ』（*Api*）、メダンの『プワルタ』（*Pewarta*）、スラバヤの鉄道労働者組合（Persatoean Boeroeh Kareta-Api Indonesia）機関紙『プロレタール』（*Proletar*）、バタヴィアの青年団体インドネシア・ムダ機関紙『インドネシア・ムダ』（*Indonesia Moeda*）である。

第三は、イスラム教的色彩の強い機関紙である。改革派イスラム団体ムハマディア（Moehammadijah）のスラカルタ支部機関誌の『アディール』（*Adil*）、メダンのインドネシア・イスラム統一組織（Persatoean Moeslim Indonesia）『メダン・ラヤット』（*Medan Rajat*）、パダン、フォルト・ドゥ・コックのインドネシア・イスラム青年組織（Himpoenan Pemoeda Islam Indonesia）機関誌『パラワン・ムダ』（*Pahlawan Moeda*）がこの分類に属する。そのなかでも、マドゥラ島の月刊誌『アル・イスラー』（*Al-Islaah*）は、編集長モハマッド・サレ・スアイディ以下の編集員の記事が政府侮辱罪に問われ、筆禍事件を頻繁に起こしていることから、一九三六年七月八日、三ヵ月間の発行停止という異例の処分がとられた。

第四は体制侮辱罪によるものである。これには、『シカップ』（*Sikap*）、『プリタ』（*Pelita*）、『スアラ・カリマンタン』

(*Soeara Kalimantan*)がある。

2　オランダ人発行紙[21]

オランダ人発行紙の場合は、新聞統制令適用時期が大きく二分できる。第一は、一九三三年から三四年にかけての時期である。バタヴィアの『ウェスト・ヤワ・クーラント』(*West-Java Courant*)と、スマランの『アルヘメーン・ハンデルスブラッド・フォー・ネデルランシュ＝インディ』(*Algemeen Handelsblad voor Nederlandsch-Indie*)、ジョクジャカルタの『ミデン・ヤワ』(*Midden-Java*)、スラバヤの『インディッシュ・クーラント』(*Indische Courant*)、バタヴィアの国民社会主義週刊誌『インディ・ハウ・ジィ』(*Indie-Hou-Zee*)、『ニュース・ファン・デン・ダッハ・ファン・ネデルランシュ・インディ』(*Nieuws van den Dag vanNederlandsch-Indie*)がこの時期発行停止になっている。その理由はいずれも公共の「秩序と安寧」を乱す記事を掲載したというものである。とくに、三三年二月に発生したゼヴェン・プロフィンシェン号の反乱についての記事掲載が主たる発行停止理由であった。この事件は東インド政庁に相当な衝撃を与えたようであり、その証拠として新聞統制令の強化ないしセンサーシップ布告の制定に関する議論が起こったほどである[22]。

第二の時期は、一九三八年から四〇年にかけての時期である。この時期に発行停止処分を受けたのは、バタヴィアの『ヘット・ナショナル・ウィークブラッド』(*Het Nationale Weekblad*)と『ドゥ・ヘラウット』(*De Heraut*)である。前者は、一九三八年に雑誌名を『インディ・ハウ・ジィ』から変更したものであり、オランダ本国に関する記事を掲載したことを理由に新聞統制令が適用されている。一方、『ドゥ・ヘラウット』の場合は、当時すでに勃発していたヨーロッパにおける戦争に関する記事とともに、反ナチ的記事を掲載したことが、発行停止処分の主理由とされている[23]。

3　華人発行紙[24]

華人発行新聞に対する新聞統制令適用は、ふたつの処分理由によって分類可能である。第一は、侮辱的記事である。これには、スマランの『ワルナ・ワルタ』と『スラバヤ・ポスト』(*Soerabaja Post*)が当てはまる。

第二の理由は、反日的記事である。一九三六年以降、これが華人発行新聞発行停止処分の唯一の理由となる。この場合も、植民地文書の整理によって二分することができる。ひとつは一件書類としてフェルバールに収められたもの、もうひとつはそうではなくメールラポートに事件として文書が作成されたものである。前者には、一九三八年に作成された三つの一件書類と四〇年のものとがある。一九三八年五月二四日にはインドネシア華人党(Partai Tionghoa Indonesia)機関紙『シン・ティット・ポ』(*Sin Tit Po*)の件、一九三八年六月七日の『シアン・パオ』(*Shang Pao*)と『タイ・コン・シアン・ポ』(*Tay Kong Siang Po*)の件。また、一九三八年八月一一日には『テェイン・スン・イット・ポ』(*Thien Sung Yit Po*)、『タイ・コン・シアン・ポ』(*Tay Kong Siang Po*)、『シン・ポ』(*Sin Po*)、『シン・ティット・ポ』(*Sin Tit Po*)、『ケン・ポ』(*Keng Po*)、『チィアオ・シェン・ウィークリー』(*Chiao Sheng Weekly*)が含まれており、一九三九年二月二四日フェルバールには、『フォト・ジャーナル』(*Foto Journal*)の件が収められている。一九四〇年一月二五日フェルバールは『シン・ポ』、『ティエン・スン・イット・ポ』、『タイ・コン・シアン・ポ』、『タ・チュン・シ・チエ・ウィークリー』(*Ta Chung Shih Chieh Weekly*)、『ファ・チアオ・イット・パオ』(*Hua Chiao Yit Pao*)の件である。また、一九四〇年四月五日のフェルバーレンが新聞統制令について最後の植民地文書である。そこには、『シン・ポ』、『東印度日報』、『ティエン・スン・イット・ポ』、『プワルタ・スラバヤ』(*Pewarta Soera-baja*)が含まれている。こうして、ある同一時期に集中して、華人紙が反日的記事を大挙して掲載しており、東インド政庁はそれを一件書類としてまとめていたのである。

また、メールラポートに分類されている新聞統制令適用対象紙は、『スマトラ・ビン・ポ』(*Sumatra Bin Poh*)、『ニ

ュー・チャイナ』(*New China*)、『ティエン・スン・イット・ポ』(*Thien Sung Yit Po*)、『タイ・コン・シアン・ポ』(*Tay Kong Siang Po*)、『タ・チュン・シ・ティエン・ウィークリー』(*Ta Chung Shih Chieh Weekly*)、『タイ・シアン・ポ』(*Tay Siang Po*)、『シン・ポ』(*Sin Po*)、『フア・チアオ・イット・パオ』、『ラディオ』(*Radio*)、『スアラ・マタラム』(*Soeara Mataram*)である。

4 日本人発行紙

日本人発行紙に対する発行停止処分は、スマランの『シナール・スラタン』(*Sinar Selatan*)とバタヴィアの『東印度日報』(*Tohindo Nippo*, 日本語版と中国語版の二種類を発行)の三紙に対して実施されている。『シナール・スラタン』の場合は、汎アジア主義的プロパガンダを展開していたがために、日本の半公的刊行物とみなされ、しかもそれゆえに商業的利益をあげることには関心をおいていなかった。

『シナール・スラタン』の場合は、東インド社会の「人種」集団に対する侮辱ならびに反中国、反西欧的行動と記事の掲載が発行停止理由とされている。とくに、『シナール・スラタン』発行によって、原住民の間に日本に対する同情を引き落とそうと試みていることが、東インド政庁の監視の目を強化させた要因であった。[25] その後、一九三八年末には『シナール・スラタン』は廃刊となった。[26]『東印度日報』も汎アジア主義をその主張として掲げていた。日本の軍事行動正当化のために、反中国的、反西洋的記事が多く掲載された。それが、民族間の調和を乱すとして、新聞発行停止処分を受けることになったのである。[27]

三　治安維持と日本

新聞統制令は一九三一年九月に公布されて以降一九四〇年までの一〇年間で計五二紙、八四回にわたり適用された。この数字だけを眺めてみても、たしかに一九三〇年代新聞統制がいかに執拗に適用されていたかが明白である。それでは、その全体的傾向としては何が指摘できるのであろうか。第一に、その内訳を見てみると、インドネシア人発行紙は二二紙に二七回、オランダ人発行紙は八紙に一一回、日本人発行紙は三紙に六回、そして華人発行紙には一八紙に四〇回、新聞統制令が適用された。たんに回数からみても、新聞統制令の半数近く、全八四回中四〇回までが華人発行紙に対して適用されている。複数回発行停止処分を受けた新聞は合計一六紙であるが、そのなかでも華人紙はじつに一八紙のうち九紙までが二回以上新聞統制令の適用を受けている。

第二に、「人種」と新聞統制令適用時期との関係では、一九三六年まではインドネシア人発行紙に発行停止処分は集中している。それに対して、華人発行紙が、主としてその一九三六年以降新聞統制令の適用対象となっている。新聞統制の対象が一九三〇年代前半のインドネシア人民族主義者から、一九三〇年代後半には華人へと移行している。この移行は、東インド政庁の脅威対象が変化したことの結果として解釈できる。しかも、その脅威対象はインドネシア人民族主義者から華人へではなく、日本人へと一九三〇年代後半には完全に移行したのである。

では、一九三六年以降華人発行紙が多数発行停止処分に処されているのに、なぜ東インド政庁の脅威対象が華人ではなく、日本人であると断定できるのか。この点を説明するためには、新聞統制令の本質である「秩序と安寧」の維持の中身とその変遷を検討する必要がある。

第一は、公共の「秩序と安寧」の範囲の拡大についてである。一九三〇年代に、東インド政庁の第一目的は植民地社会の治安維持から植民地国家としての安全保障の確保へと移行した。一般に、国家には対外的な独立と対内的な政

治権力の統一というふたつの主権的機能があるが、宗主国に従属する植民地国家においては前者が否定され、後者の国家権力のみに機能が集中する。つまり、植民地国家の安全保障は宗主国が保証してくれるものであり、それゆえに防衛能力は保持する必然性がなく、その分政治権力統一のために国内の治安維持が植民地国家の主要な役割となる。そもそも東インドにおける植民地国家は、一八二四年の英蘭条約によって定められた勢力範囲(領域)のうえに形成されたものである。実際、一九二〇年代までは東インド国家は格別外からの脅威にさらされることはなかった。

しかしながら、一九二〇年代以降、東インドに対するアジア新興勢力である日本の経済的進出の度合いは急増していた[28]。一九三〇年代にはいると、日本の経済的な存在が東インドにとって次第に大きくなり、無視できないほどとなり、東インドの安全保障が大きな問題として浮上してきた。一九三四年に開催された第一回日蘭会商によって、事態の打開を目指したが、その会議が決裂したことにより、成功にはいたらなかった。その後も四〇年まで日蘭会商は断続的に継続された。ここでの問題は、植民地国家は治安維持機構と機能を備えているものの、外敵に対する安全保障は極めて脆弱であった点である。したがい、東インド政庁のできることは、秘密警察、東アジア問題担当局などの監視網を動員して、それまでの治安維持機能を拡大することであった[29]。こうして「秩序と安寧」の維持に、対日本という安全保障的要素が加わることになった。

この治安維持と安全保障との関連を強めた第二の要因として、東インド在住の華人による反日キャンペーンの展開がある。これは、一九三一年の満州事変時にも起こったことであるが、とくにその勢いと規模が拡大したのは一九三七年の日中戦争勃発以降であった。華人は祖国亡国の危機にさいして、自分たちが発行する新聞紙上で大々的な反日キャンペーンを張り、東インドの同胞の意識を高め、日本製品不買運動を展開しようとした。こうした運動は東インド社会の人種間の調和を乱すがゆえに、東インド政庁にしてみれば好ましいものではなかった。反日キャンペーンはバタヴィア、スラバヤ、メダンを中心に展開された。この三都市に集中した理由は、華人人口が集中していたこと、

中国領事館が存在していたことによる。それゆえに、この三都市では華人紙も多数発行され、そのうちの大部分が新聞統制令を適用された発行停止処分を経験している。また、領事館は国民党の地下活動の隠れ蓑となっていたこともあり、東アジア問題担当局はとくに目を光らせていた。

こうした華人紙による活発な反日キャンペーンを受けて、一九三八年末には、新聞統制令第二条適用決定にいたる期間が短くされるようになった。一〇月二〇日付の検事総長が総督に宛てた「新聞統制令第二条適用導入の迅速な扱いについて」という文書によると、これはとくに中国語、日本語、華人マレー語、日本人マレー語による定期刊行物に関してとられた措置であった。[30] さらに、一一月には秘密文書回覧のシステムが簡素化され、より効率をあげるために、副理事官レベルから検事総長に対して直接新聞統制令適用に関する進言ができるようになった。[31] その結果として、これ以降一九四〇年四月までの一年半のあいだに、新聞統制令第二条が一四回適用されている。うち一二回が華人紙、日本人紙に対してであり、残りの二回がオランダ人紙に対してのものであった。新聞統制令の一〇年の歴史のうち三〇回しか第二条が適用されていないことを鑑みると、一年半で一四回とはこの時期にはきわめてたやすく第二条が適用されるようになったことの証左である。それほどまでに、華人および日本人に対しては監視を強化し、その行動を押さえつけるべくさまざまな方策がとられていた。

ここで注目すべきは、このような新聞統制令をめぐる東インド政庁での議論のみならずその適用の過程においても、検事総長が中核の役割をはたしていた事実である。たしかに、新聞統制令はその適用最終決定権を総督に一任してはいる。しかし、上記の三八年末の手続き簡素化決定にも表れているように、現場の事情についての報告は検事総長へ提出されているし、その決定文書自体が検事総長によって作成されている。新聞統制令にまとわるすべての文書は検事総長を経由しているといっても過言ではない。とすると、新聞統制令によって総督に権限が集中したのではなく、むしろ検事総長の裁量範囲が相当程度存在していた、あるいは検事総長がその中枢に位置していたといいかえてもよ

いのかもしれない。実際、新聞統制令の強化についての議論が提示されたのは、検事総長が入れ替わった時期に符合している。一九三四年は検事総長がフェルヘイエンからフォンクへ移行した年であり、四年後の三八年にはマルセラへと替わっていた。つまり、新聞統制令をはじめとするさまざまな治安維持政策において、検事総長こそが中核におり、その意向が反映していた、といえるのである。(32)

第三の「秩序と安寧」をめぐる不安要因は、東インドにおける日本の文化工作の活発化である。(33)日本の文化工作は公的な活動と非公式な活動の二種類があった。まず、公的な活動は日本領事館が実施するものであった。なかでもスラバヤの領事館はその活動の中心となっていた。活動内容としては、汎アジア主義という日本の立場を記したプロパガンダ文書の作成と配付、反中国的プロパガンダ講演、そして反日的新聞記事への抗議から構成されていた。(34)

つぎに、非公式な活動は新聞発行とインドネシア人知識人との協力関係の構築・活用とからなっていた。第一に、日本人が主体となって新聞を発行した。その主要なものに、スマランの『シナール・スラタン』とバタヴィアの『東印度日報』があった。(35)『シナール・スラタン』は、一九三七年、『アストラ』社長兼編集長であった津田司によって創設された。その他、編集長には平木勇、モハマッド・スドラジャット・ディルジャを副編集長、シャムスディンを編集員に迎えていた。後者は、その印刷所バハギアを『シナール・スラタン』印刷のために提供していた。また、『東印度日報』は、「挙国一致」態勢をつくるというバタヴィア総領事館の意向を反映した形で、『ジャワ日報』編集長であった斎藤正雄を社長として、一九三七年に『日蘭商業新聞』(一九三四年創刊、社長久保辰二)を合弁し、紙名を改めた。谷口吾郎を編集長に迎え、久保辰二がその創設に深くかかわった。発行者にはショー・チン・フォエン(Siauw Tjin Hoen or Shio Sei Oen)、印刷者として緒方が就任した。

第二に、そうした新聞におけるインドネシア民族主義者や有名ジャーナリストの登用ないしかれらとの協力関係の構築である。これには三つのパターンがあった。ひとつ目は、インドネシア人の有名ジャーナリストであったサエル

ン(Saeroen)をめぐるネットワークの形成ある。[36] 日本人側でサエルンに接近したのは、バタヴィアの『日蘭商業新聞』の久保とその編集長の粟木辰夫であり、かれらはそれぞれ東インドに三〇年、一〇年以上滞在していたジャーナリストであった。サエルンは『プマンダンガン』(*Pemandangan*)編集長を経験し、ストモ、タムリン、スカルジョ、サリム、パラダ・ハラハップと交友関係にあった。こうしたサエルンの交友関係をとおして、久保、粟木はインドネシア人民族主義者や有名ジャーナリストと対面したり、協力関係を結んでいった。こうして親日派の輪を拡げていった。[37]

ふたつ目は、インドネシア人発行の新聞に、親日的な新聞の数を増やすことであった。たとえば、当時の有名な新聞でかつ親日的なものとしては、『スアラ・ウムーム』、『プマンダンガン』、『ジャワ・ティムール』、『シパタフナン』、『ナン・セン』(*Nan Sen*, スラバヤの週刊誌)などがあった。このうち『スアラ・ウムーム』はストモ、『プマンダンガン』はサエルン、『ジャワ・ティムール』はパラダ・ハラハップが深く関与していた新聞であった。また、粟木はそのマレー語力を活用して、『スアラ・ウムーム』など四紙に寄稿しており、一九三七年一〇月以降頻繁に親日的プロパガンダの記事を執筆していた。

三つ目は、現地新聞への影響力を増大することである。[38] これにはローン、融資、広告参加により金銭的側面からインドネシア人新聞を支援するという方法がとられた。このさい、サエルンの交友関係とかれのもつ信頼性がおおいに活用された。また、こうして新聞を資金面でコントロールしたうえで、親日的な記事の掲載を迫る。直接親日的な記事を書かなくとも、日本の掲げていたスローガンである汎アジア的な要素を増やしたり、それにより反西欧的な主張をにじませることで、充分目的は達成されていた。

また、一九三八年には、バタヴィアの『ワルタ・ハリアン』(*Warta Harian*)の買収に乗り出した。[39] そこには、この新聞が中立的な立場をとっているため、東インド政庁からも読者からも、親日的な記事を掲載してもさほど怪しまれないであろう、との目論見があった。その買収にあたっては、一年ほど前から入念な調査を行なっており、『ワル

タ・ハリアン』の発行部数、読者数、購読者、経常収支にいたるまでありとあらゆる情報を入手していたのである。

こうして東インド政庁は、華人系、日本人系新聞に対する監視・モニターを強化するだけではなく、さまざまな情報収集活動を展開し、その結果として過激な記事を掲載したり、過剰な行動に出た場合に、新聞統制令を適用してそれぞれの新聞の発行停止処分を行なった。一九三〇年代後半には、新聞によるプロパガンダ、キャンペーンと言論の取締は、東インド政庁の治安維持の問題だけではなく、中国本土の行く末を案じる華人コミュニティの不安定化と、その要因ともなっている日本の南進の脅威といった安全保障上の問題とも密接に関連していた。ここで注目すべきは、東インド住民である華人と日本人に対する東インド政庁対応の差がなぜ生まれたのか、という点である。これは単純に、かれらの背後にある国家の力の相違に起因していた。両者ともに、東インドには領事館を設置し、在東インド同胞の保護とともに、領事館による公的な政治活動も展開していた。しかし、華人の後には何もなく、あるとしたところで辛亥革命以降も政治的混乱の続く中国だけなのに対し、日本人の後ろ盾としてはアジアの大国日本が聳えていた。東インド政庁は、在東インド日本人の諸活動につねに日本国家の影をみていた。それゆえに、日本の脅威を切実なものとしていた東インド政庁には、定期刊行物をめぐる日本人と日本は治安維持の対象を超えて、植民地国家としての安全保障問題と直結したものと認識されていたのである。

おわりに

一九三〇年代にはいり、東インド政庁は公共の「秩序と安寧」を乱すものに対しては徹底して厳しい態度で望むようになった。その一環として、一九三一年の新聞統制令は「秩序と安寧」の障害となる定期刊行物、言説を予防、除去するために制定され、一〇年足らずのあいだに八四回も適用された。新聞統制令の方法も、それ以前の検閲規定と

同様に、出版それ自体を事前に制限するのではなく、出版されたものに対して監視と統制を実施するというやり方が採用された。しかも、著者自身に対して罰則を課するのではなく、出版元を封じ込め、出版活動そのものができない事態に追い込む、という効果をこの統制令は備えていた。

しかし、同時期、東インド政庁にとっての植民地社会の治安維持に安全保障的要素が加わるようになってゆく。一九三〇年代前半はインドネシア民族主義者の発行する新聞が頻繁に新聞統制令の適用対象になった。急進的民族主義者に対してはその政治活動だけではなく、活字をとおしてのプロパガンダにまで東インド政庁の監視の眼が行き届いていた。しかし、この傾向も一九三五年を境に変化をみせはじめる。一九三六年以降は、検事総長が中心となり反日キャンペーンを展開していた華人発行紙が次々に発行停止に処された。東インド社会に対する日本の影響拡大に直面し、また日本の南進の気配に怯えながら、東インド政庁は植民地国家としての安全保障を図る必要に迫られるようになっていたからである。東インドにおける日本の文化工作に対しても、東アジア問題担当局が先頭にたち、徹底した監視と取締を行なった。換言すると、一九三〇年代後半は、華人新聞そのものが東インド政庁によって敵視されたのではなく、東インドをめぐる日本と日本人の活動が敵視、脅威の対象であった。

その反面、「秩序と安寧」を脅かさないかぎりにおいては、いかなる出版物も新聞統制令の適用対象にはならなかった。ここで想起すべきは、東インドでは原則として事前に出版物そのものの出版を規制する法律が存在していなかった事実である。その意味では、誰でも「自由に」自分の考えを活字に乗せて発表する機会が開かれていた。実際、東インド政庁の治安維持対象が移行した一九三〇年代後半には、インドネシア民族主義者が発行した定期刊行物は一度も発行停止処分にはならなかった。もちろん、植民地という環境のもとインドネシア民族主義者たちが自由に「政治」を語ることができたわけではない。かれらを監視し取り締まる秘密警察網は東インド全体にすでにはりめぐらされていた。しかし、東インド政庁はインドネシア・ナショナリズムそのものを敵視したのではなく、「秩序と安寧」の維持

にかかわるかぎりにおいてその監視・統制を行った。換言すると、「秩序と安寧」を脅かさないとみなされた言説、出版物は、生産され市場に流通し、人びとが購入、購読することによって消費される対象であった。

その結果として、一九三〇年代に原住民の発行するマレー語定期刊行物はますます量的に増大しただけではなく、質的にも多様性をみせるようになった。むしろ、「政治」以外の分野において、インドネシア民族主義者たちは再び語りはじめた。バタヴィアの知識人を中心とした「プジャンガ・バル」(Pujangga Baru)と呼ばれる一群の人びとは、インドネシアの民族文化の創出をしきりに議論していた。他方、一九二〇年代半ば以降、「月間読物」(tjerita boelanan)という新しいスタイルの定期刊行物が登場した。当初は、ジャワにおいて華人作家による大衆小説が流行したが、一九三〇年代末のメダンをはじめとするスマトラ島では、探偵物、恋愛物などをはじめとする大衆小説が流行していた。(40) エンデ島に流刑されていたスカルノでさえも、一九四〇年にはメダンの『パンジ・イスラム』(*Pandji Islam*)やバタヴィアの『プマンダンガン』などの定期刊行物に、イスラムについての文章を頻繁に掲載するようになっていた。(41) しかし、こうしたインドネシア人民族主義者の出版活動とその性格についての考察は本稿の守備範囲を逸脱するものであり、稿を改めて論じることにしたい。

(1) John D. Legge, *Sukarno: A Political Biography*. (London: Allen Lane, 1972), p. 143.

(2) 一九三〇年代のインドネシア民族主義運動については以下を参照。Taufik Abdullah, *Schools and Politics: The Kaum Muda Movement in West Sumatra* (1927–1933), (Ithaca: Cornell Modern Indonesia Project, 1971); Susan Abeyasekere, "Partai Indonesia Raja, 1936–1942: A Study in Cooperative Nationalism," *Journal of Southeast Asian Studies*, 3–2 (Sept. 1972); Susan Abeyasekere, *One Hand Clapping: Indonesian Nationalists and the Dutch, 1939–1942*, (Centre of Southeast Asian Studies, Monash University, 1976); John Ingleson, *Road to Exile: The Indonesian Nationalist Movement, 1927–1934*, (Singapore: Heinemann Educational Books, 1979); Audrey R. Kahin, "Repression and Regroupment: Religious and Nationalist Organizations in West Sumatra in the 1930s," *Indo-*

nesia, 38 (1984); Legge, *op. cit.*; William Joseph O'Malley, *Indonesia in the Great Depression: A Study of East Sumatra and Jogjakarta in the 1930's*, (Ph. D. Dissertation, Cornell University, 1977); J. M. Pluvier, *Overzicht van de Ontwikkeling der Nationalistische Beweging in Indonesië in de jaren 1930 tot 1942*, ('s-Gravenhage & Bandung; W. van Hoeve, 1953); 土屋健治『インドネシア民族主義研究――タマン・シスワの成立と展開――』(創文社、一九八二年)。

とくに文学とインドネシア民族主義(運動)との関連を論じている研究には、つぎのものがある。Nidhi Aeusrivongse, *Fiction as History: A Study of Pre-war Indonesian Novels and Novelists(1920–1942)*, (Ph. D. Dissertation, The University of Michigan, 1976); Keith Foulcher, *"Pujangga Baru": Literature and Nationalism in Indonesia, 1933–1942*, (Flinders University Asian Studies, 1980); 押川典昭「『インドネシアの紅はこべ』とタン・マラカ――大衆小説と革命家伝説――」『上智アジア学』第四号(一九八六年)。

一九三〇年代の東インド国家を警察国家(a police state)あるいは官僚制国家(Beamtenstaat)と表現したのはベンダである。Harry J. Benda, "The Pattern of Administrative Reforms in the Closing Years of Dutch Rule in Indonesia," in his *Continuity and Change in Southeast Asia: Collected Journal Articles of Harry J. Benda*, (New Haven: Yale University Southeast Asian Studies, 1972), pp. 237, 238. また、秘密警察については、Theodore Friend, *The Blue-Eyed Enemy: Japan against the West in Java and Luzon, 1942–1945*, (Princeton: Princeton University Press, 1988), pp. 34–42 を参照。

(3) Bersherning van de openbare orde tegen ongewenschte periodiek verschijnende drukwerken, Ordonnantie van 7 September 1931, Staatsblad 1931, No. 394. なお、本稿では、略称として「新聞統制令」を使用する。しかし、規制の対象となったのは新聞ばかりではなく、定期刊行物全般であった。これは、当時は今日ほど明確に新聞と雑誌の区別がなかったこと、あるいは今日とは異なる観念が定期刊行物に対して存在していたことのいずれかに起因するものと思われる。また、新聞統制令の対象はあくまで定期刊行物にあり、その他すべての非定期刊行物は適用対象外であった。

(4) Pluvier, *op. cit.*, p. 165.

(5) あるいは、こうした解釈自体が誤ったものなのかもしれない。植民地下においては被支配者である住民に言論の自由が保証されてないのは当然のことだからである。それにしても、出版をめぐりどのような法規制があり、いかなる言論抑制が存在

し，機能していたのかについては，従来のインドネシア民族主義研究においては不思議なほど軽視されてきた。そのうえで，言論抑制などがなかったかのごとくに，無神経に民族主義者の残した文書，言説を読むことに専心している研究が存在する。しかし，もちろん例外もある。たとえば，土屋，前掲書；押川，前掲論文；Takashi Shiraishi, *An Age in Motion: Popular Radicalism in Java, 1912–1926,* (Ithaca and London: Cornell University Press, 1990).

(6) たとえば，一九三〇年代インドネシア民族主義研究の古典であるプルフィエールの研究(Pluvier, *op. cit.*)がその典型例である。また，インドネシア民族主義運動関連の植民地文書の一部は公刊されている。R. C. Kwantes (ed.), *De ontwikkeling van de nationalistische beweging in Nederlandsch-Indie, Bronnenpublikatie,* derde stuk, 1928–Aug. 1933, (Groningen: Wolters-Noordhoff, 1981), vierde stuk, Aug. 1933–1942, (Groningen: Wolters-Noordhoff, 1982). 当然のことながら，ここにはインドネシア民族主義者の発行した新聞に対する新聞統制令適用の文書しか収められてはいない。

(7) M. C. Ricklefs, *A History of Modern Indonesia: c. 1300 to the Present,* (Bloomington: Indiana University Press, 1981), p. 176. なお，バライ・プスタカの政治的役割については，Yamamoto Nobuto, "Colonial Surveillance and 'Public Opinion': The Rise and Decline of the Balai Poestaka's Press Monitoring," *Keio Journal of Politics* No. 8 (1995) を参照。

(8) Oey Hong Lee, *Indonesian Government and Press during Guided Democracy,* (Inter Documentation Company Ag Zug, Switzerland, 1971), p. 11; Pluvier, *op. cit.*, p. 165; 土佐弘之「インドネシア権威主義体制下のマス・メディア――『開かれた政治』をめぐる政治的陣地戦――」『アジア経済』三五巻一号，(一九九四年)，一一九頁；Justus M. Van der Kroef, "The Press in Indonesia: By-Product of Nationalism," *Journalism Quarterly,* 31–2 (Summer 1954), pp. 337–346.

(9) しかし，本稿では，発禁処分にあった個々の新聞記事の内容には触れない。むしろ，出版環境を形成していた新聞統制令を，時代を読む手段として捉えることとする。

(10) 本稿では，新聞統制令成立の背景とその過程には言及しない。この点については，Yamamoto, *op. cit.* を参照。

(11) No. 74, Ordonnantie van den Gouverneur Generaal, van 10 November 1856, tot afkondiging van het Koninklijk besluit van 8 April 1856 No. 54, waarbij wordt vastgesteld een reglement op de drukwerken in Nederlandsch Indie.

(12) W. A. Engelbrecht, *De Wetboeken, Wetten en Verordeningen benevens de Voorlopige Grondwet van de Repub-*

liek Indonesia, (Leiden, 1956), pp. 2720–2721.

(13) 東インド政庁による原住民、華人の発行する新聞に対するモニターはすでに一九一〇年代から存在していた。これについては、Yamamoto *op. cit.* を参照。

(14) 検事総長まであがってきた報告に基づく処罰の程度が総督レベルで軽減されたのは、わずかに一回だけであった。それは、一九三五年一二月一八日に適用された『パラワン・ムダ』(*Pahlawan Moeda*) に対する発行停止処分で、検事総長の新聞統制令第二条適用（四ヵ月の発行停止処分）という進言が、総督によって第一条適用へと軽減された事例である。Mr. 1356x/35.

(15) Mr. 1161x/32. 土佐は『スアラ・ウムーム』が発行停止処分第一号としているが、それは事実誤認である。土佐、前掲論文、二九頁。『スアラ・ウムーム』は新聞統制令が適用された五番目の新聞であった。

(16) 一九一〇年代以降のオランダ植民地期をとおして、インドネシア民族主義者のみならず、華人のジャーナリストも頻繁に筆禍事件にかかっていた。これによりかれらは数日から数ヵ月間にわたり投獄された。それゆえ、ジャーナリズムを論じる書物には、この刑法規定がかならずといってよいほど言及されている。筆禍事件を体系的に論じた研究は存在しないが、とりあえず Yamamoto, *op. cit.* を参照。

(17) Mr. 604x/34.

(18) Oey, *op. cit.*, p. 11.

(19) 植民地文書の性格については、白石隆「オランダ旧植民地関係文書の概要」『オランダ旧植民地省文書館における日本および日本人関係文書目録 1900–1940』（特定研究「文化摩擦」報告）東京大学、（一九八〇年）。土屋健治「植民地政府文書とインドネシア民族主義運動」『東南アジア研究』一九巻四号、（一九八二年）も参照。

(20) 以下、出所は新聞名記載順に一括して記す。Mr. 977x/33, 992x/33, 1239x/33, 1246x/33. パルティンドのバタヴィア印刷所フェイヴァリート (Favoriet) も新聞統制令対象となった；Mr. 992x/33, 1131x/33. とくにこの場合は、ペカロンガンのパルティンド指導者であったスナルヨの記事に対する筆禍事件とともに、『ブルジョアン・ウントゥック・ムルデカ』には新聞条統制令が適用された。その印刷所エルドラードも取締対象となった；Mr. 174x/34；Mr. 1321x/33, 1350x/33；Mr. 876x/36；Mr. 66x/34；Mr. 173x/34；Mr. 363x/34；Mr. 1378x/35, 10x/36, 34x/36；Mr. 1179x/34, 654x/35, 840x/35, 1084x/35；Mr. 1131x/33, 1132x/33；Mr. 1287x/33, 32x/34；Mr. 29x/34, 1238x/34, Mr. 57x/34；Mr. 606x/36, 686x/36；Mr. 653x/35；Mr. 1296x/33, 1400x/33；Mr. 1452x/33, 1356x/35；Mr. 110x/36, 613x/36, 661x/36；Mr. 29x/34, 50x/34, 154x/34;

Mr. 206x/35 ; Mr. 853x/34.

(21) Mr. 286x/33, 727x/33 ; Mr. 257x/34 ; Mr. 1393x/34 ; Mr. 1138x/34 ; Mr. 267x/38, 1057x/38, 1084x/38 in Vb. 1-12-38-D39, 35x/39 in Vb. 9-3-39-S 8, 315x/39, 572x/40 in Vb. 27-4-39-J16 ; Mr. 109x/40 in Vb. 4-3-40-G14.

(22) Mr. 604x/34. そこでの議論は、危機の時代 (tijden van spanning) には公共の秩序と安寧の保持 (bescherming van den openbare orde) のために、反体制キャンペーン (anti-gezagscampagnes) を徹底的に封じ込める必要がある、というものである。しかし、最終的にはこの議論は支持されず、新聞統制令を上回るような規制と処罰規定を備えたセンサーシップ布告は制定されなかった。

(23) 一九三〇年代のオランダは、ナチスの勢力が台頭していた隣国であるドイツの政治変動に関して多大な関心を寄せていた。この時期の蘭独関係、オランダ国内の新聞、世論形成については、Frank Van Vree, *De Nederlandse pers en Duitsland 1930–1939: Een studie over de vormıng van de publieke opinie,* (Groningen: Hıstorische Uitgeverij Groningen, 1989) を参照。

(24) Mr. 577x/38 ; Mr. 255x/38, 269x/38, 297x/38 in Vb. 24-5-38-F17 ; Mr. 400x/38 ın Vb. 7-6-38-R18 ; Mr. 566x/38, 578 x/38, 624x/38, 623x/38, 635x/38, 654x/38, 691x/38, 738x/38 in Vb. 11-8-38-C26 ; Mr. 87x/39 in Vb. 24-2-39-B7 ; Mr. 721x/38, 231x/39, 237x/39, 332x/39, 446x/39, 740x/39,803x/39, 951x/39, 1007x/39, 1113x/39, 1088x/39, 1371x/39 in Vb. 25-1-40-K 5. なお、『プワルタ・スラバヤ』については、Mr. 424x/40 in Vb. 11-4-40-N22 も参照 ; Mr. 274x/40, 360x/40, 361 x/40, 383x/40, 384x/40, 398x/40, 401x/40 in Vb. 5-4-40-M21 ; Mr. 798x/36, 458x/37, 480x/37, 620x/37 ; Mr. 1021x/36, 599x/37, 250x/38, 342x/38, 362x/38 ; Mr. 385x/37, 551x/37 ; Mr. 1053x/36, 431x/37, 600x/37, 853x/38 ; 890x/38 ; Mr. 898x/38, 944x/38 ; Mr. 797x/38 ; Mr. 341x/36, 423x/36, 1053x/36, 1056x/36, 1102x/36 ; Mr. 859x/38, 921x/38 ; Mr. 110 x/36, 342x/36.

(25) Mr. 185x/37, 222x/38, 225x/38, 247x/38 ; 687x/38 in Vb. 11-8-38-C 26, 893x/38 ; 957x/38, 976x/38, 1018x/38 in Vb. 25-1-40-L5, 796x/39, 893x/38.

(26) これは、一九三八年一一月一四日の段階で、バタヴィアにおける『ワルタ・ハリアン』買収のさいの資金源として、『シナール・スラタン』編集長金子啓三が提案している。Mr. 673x/39.

(27) Mr. 89x/39, 149x/39, 690x/39, 1137x/39, 1321x/39, 1401x/39, 1137x/39, 1321x/39, 1401x/39 all in Vb. 25-1-40-L5 ;

605x/39, 620x/39, 638x/39.

(28) この事情については以下を参照。Howard Dick, "Japan's Economic Expansion in the Netherlands Indies between the First and Second World Wars," *Journal of Southeast Asian Studies*, 20-2 (Sept. 1989); 杉山伸也「イアン・ブラウン編著『戦間期東南アジアの経済摩擦――日本の南進とアジア・欧米――』(同文館、一九九〇年)」; ピーター・ポスト「対蘭印経済拡張とオランダの対応」『近代日本と植民地・第三巻』(岩波書店、一九九三年)所収; 後藤乾一『近代日本と東南アジア――南進の「衝撃」と「遺産」――』(岩波書店、一九九五年)。

(29) それゆえに、一九四二年に日本軍が南方展開したさい、東南アジア各地の植民地はあたかも赤子の首を捻るかのごとくに、極めて短期間のうちに日本軍の統治下にいれられたのである。また、一九四二年には、日本のスパイ活動に関するレポートが刊行されている。The Netherlands East Indies Government, *A Decade of Japanese Underground Activities in the Netherlands East Indies*, (London: His Majesty's Stationery Office, 1942).

(30) Parket van de Procureur-Generaal, 20 October 1938, no. 3122/A. P. Geheim. Mr. 1030x/38. この文書の文言で注意したいのは、監視強化の対象が華人紙、日本人紙、そして比率は少ないがアラビア人紙に限定されている点である。つまり、この時点で、すでにインドネシア人紙は新聞統制令適用対象から外れていたのである。ここで華人マレー語、日本人マレー語とは、華人ないし日本人が使用し、かれらの新聞で使用されていたマレー語のことを指す。いわゆる「正統的な」マレー語は、植民地政庁お抱えのバライ・ブスタカによって生産され、広められていた。バライ・ブスタカの目的のひとつに、こうしたより口語体に近い、「劣悪な」マレー語の追放があった。

(31) Parket van de Procureur-Generaal, 22 November 1938, no. 3515/A. P. Geheim. Mr. 1112x/38.

(32) この点をより敷衍すると、従来は総督の交替が東インド政庁の政策転換期であるとされていたが、じつは国内治安に関しては検事総長の役割の方が重要であり、検事総長こそが一代ごとにそれぞれのレジームを築いていた、と解釈することができる。

(33) 一九三〇年代東インドにおける日本の文化工作については、ごく概略を述べるにとどめたい。日本の文化工作は本稿の直接的な目的ではなく、またそれ自体ひとつの論文テーマとなるほどの大きな問題という理由による。

(34) Vb. 24-10-39-M 44; Mr. 146x/40 in Vb. 14-3-40-A 17.

(35) Mr. 185x/37, 222x/38, 225x/38, 247x/38; Vb. 11-8-38-C 26, 893x/38; Vb. 25-1-40-L 5; 605x/39, 620x/39, 638x/39.

(36) Mr. 11x/39 in Vb. 20-1-39-F 2, 673x/39 in Vb. 10-7-39-S 26.
(37) Mr. 988x/38, 11x/39 in Vb. 20-1-39-F 2.
(38) Mr. 988x/38 in Vb. 20-1-39-F 2.
(39) Mr. 673x/39; 859x/39 in Vb. 19-9-39-Z 37.
(40) Foulcher, *op. cit.*; 押川、前掲論文。後者の点については、拙稿「メダンのロマン・ピチサン」『法学研究』六八巻一一号(掲載予定)も参照。
(41) Legge, *op. cit.* pp. 138–142.

[付記] 本稿作成にあたって、白石隆氏(コーネル大学歴史学部)、金子芳樹氏(松阪大学政治経済学部)には草稿全体を通読していただき、貴重なコメントを賜った。また、本稿の一部は、一九九三年四月二三日レイデン大学で行なった口頭発表("Dutch Censorship in Colonial Indonesia")、ならびに一九九四年六月二五日慶應法学会全国大会での発表(「ふたつの文書世界」)である。なお、本稿は、一九九二年九月から翌年六月まで、筆者がレイデン大学ヨーロッパ拡大史研究所客員研究員としてオランダ滞在中、ハーグの王立文書館で実施した調査に基づいている。この調査・滞在にあたっては、大平正芳記念財団第六回環太平洋学術助成金(一九九二年)とオランダ政府教育科学省奨学金(一九九二年度)の助成をいただいた。それぞれ記して感謝の意を表したい。

(一九九五年五月九日脱稿、七月一三日改稿)